

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から42年3月まで
② 昭和60年10月から平成2年10月まで
③ 平成2年12月から8年7月まで

昭和39年8月の結婚を契機に、同居していた母が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれた。44年7月までは同居しており、夫の保険料も納付してくれていたため、申立期間①の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

また、昭和60年9月までは、継続的に国民年金保険料を納付してきたが、同年9月ごろに病気になり、保険料を納付することが困難になり、同年12月ごろに市役所職員が自宅に来て、私の保険料のみを毎月集金に来てくれることになった。それ以降、60歳になるまで市役所職員に保険料を納付していたため、申立期間②及び③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、婚姻後、同居のその母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人とその夫の二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、その夫は国民年金の加入手続の時期は相違しているものの、申立期間①の期間については保険料が納付済みとされている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年2月に払い出され、申立期間①前後の国民年金保険料は納付済みとされている上、申立人とその夫は、申立期間当時、その母親と同居しており、生活状況に特

段の変化も認められないことから、申立期間①の 12 か月という短期間の保険料を納付できなかった事情も見当たらない。

- 2 申立人は、申立期間②及び③について、市役所職員の集金により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、市の国民年金被保険者名簿には、昭和 61 年 4 月、同年 9 月、62 年 2 月、63 年 1 月及び同年 12 月に市役所職員が戸別訪問をした旨の記載はあるものの、保険料納付をうかがわせるような記載は無く、この「戸別訪問」の記載だけをもって、申立期間の保険料を納付したとは推認できない。

さらに、申立期間中に住所変更なども無く、同一市内に継続して在住している申立人に対して、市が別の国民年金手帳記号番号を払い出し、別に記録を管理することも考え難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年2月まで

平成5年度について、国民年金保険料の免除申請をしていたにもかかわらず、申立期間の11か月の未納通知を受けた。年度の12か月のうち11か月が未納とされているのは、適用の不備や漏れがあったのではないかと思うので、よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料の免除申請を行ったと主張しているところ、事実、平成3年8月から4年3月までについては3年9月に、4年4月から5年3月までについては4年5月に、6年3月から7年3月までについては6年4月に保険料の免除申請が行われ、この期間すべてについて申請免除が承認され免除を受けていることを踏まえると、申立期間について保険料の免除申請が行われなかったのは不自然である上、免除が承認されなかったことも考え難い。

また、申立人は、20歳直後に国民年金の加入手続及び免除申請を行っている上、厚生年金保険との切替手続も適切に行っており、申立人の国民年金制度に対する理解の深さがうかがえることから、申立期間について保険料の免除申請が行われた可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料について、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年2月1日から34年6月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を33年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年5月2日から34年6月1日まで
申立期間当時における父の日記により昭和32年5月2日以降、A社B支店に臨時社員として勤務していたことが確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社B支店には申立人に係る人事記録等の関連資料は残されていないものの、申立人が保有している申立人の父親が申立期間当時に記していた「日記」によると、申立人は同社同支店に昭和32年5月2日から臨時社員として勤務し始めたことが確認できる上、同様に父親が記していた「会計簿」には、33年2月25日の欄に支給された給与額のほかに「健康保険198円年金保険150円引かれる」との記述が確認でき、その後においては、同年8月9日の欄に「健康保険280円引かれた」と記載されていることから、申立人の父親は、控除額の変更の際には、その旨の記述を行っていたことがうかがえる上、複数の同僚からは「申立人は入社当初から自動車の運転手であり、申立期間当時においては雇用形態の変更は無かった」旨の証言が得られたことから、申立人の厚生年金保険料が同年2月以降も継続して控除されていたことが推認できる。

また、前述の「日記」によると、申立人は申立期間当時においては、臨時社員であった記載が確認できるところ、申立期間当時における当該事業所の臨時社員の厚生年金保険の取扱いについて、同事業所は不明としているものの、前述の同僚のうち、昭和33年ごろに臨時社員として入社したとする同僚には、正社員となる前の34年7月1日から厚生年金保

険の被保険者記録が確認できるほか、同様に臨時社員の期間において、厚生年金保険の被保険者記録が、複数の同僚においても確認できることから、同事業所は臨時社員であっても厚生年金保険の被保険者としていた事情がうかがえる。

さらに、当該事業所は、申立期間当時における同事業所の保険料控除及び厚生年金保険被保険者資格取得日の取扱いは不明であるものの、保険料控除について、現在においては、厚生年金保険料は当月支給の給与から控除していると回答しているところ、厚生年金保険被保険者資格取得日については、同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時においては、ほとんどの従業員が1日付けで被保険者資格を取得していることを踏まえると、事業主は従業員を厚生年金保険の被保険者とする場合、被保険者資格取得の届出を1日付けで行い、その保険料は資格取得となった月から控除していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち昭和33年2月1日から34年6月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち昭和33年2月から34年5月までの標準報酬月額については、前述の「会計簿」に記載されている控除額から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立てどおりの資格取得届が提出された場合には、その後、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないと考えることから、事業主が、昭和34年6月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る33年2月から34年5月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和32年5月2日から33年2月1日までの期間については、複数の同僚の証言によると、申立期間当時において、当該事業所B支店の事業主は、従業員の入社と同時に厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえず、前述の「会計簿」からも当該期間における厚生年金保険料の控除は確認できない。

また、申立人は、申立期間のうち当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間のうち当該期間における厚生年金保険料について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和32年5月2日から33年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和44年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年7月1日から同年9月1日まで

昭和31年4月1日にA社に入社以来、一時期を除いて継続して勤務した。同社B工場在職中に同社C工場を設置し、準備期間を経て44年7月に同工場に赴任したもので、退職はしていない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立期間において、申立人はA社（後に、D社）に継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録によると、申立期間当時において、A社C工場は、厚生年金保険の適用事業所として確認できないが、申立人と同様、同社B工場から同社C工場に異動したことが確認できる複数の同僚は、「申立人は工場長として新設されたC工場へ赴任した。C工場における給与は継続してB工場から支払われていた」と証言していることから、同社C工場の勤務者に係る厚生年金保険の取扱いについて、同工場が適用事業所となる昭和44年9月1日前の申立期間を含む期間においては、同社B工場における被保険者として手続がなされたものと推認される。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和44年6月の社会保険事務所の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に閉鎖しており、閉鎖時の事業主からも回答が得られないが、社会保険事務所が保管している申立人に係る被保険者原票によると、昭和44年7月1日に同社B工場における被保険者資格を喪失（昭和

44年7月23日に健康保険証を返納)し、同年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となった同社C工場で再度被保険者資格を取得しているところ、同日に同工場で取得した者は申立人を含め4名確認できるが、いずれも申立人と同様の記録となっていることから、事業主が同社B工場における被保険者資格喪失日を同年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が申立人を含む4名の記録をいずれも誤るとは考え難く、前述の健康保険証の返納日も踏まえると、事業主は、申立人に係る資格喪失日を同年7月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 2 月から 15 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 2 月から 15 年 2 月まで

平成 14 年 2 月に会社を退職して、退職金が入ったので国民年金保険料を一括して納付した記憶がある。領収書等、保険料を納付したことを証明するものは無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は「平成 14 年 3 月から同年 6 月までの期間に、自宅近くの A 銀行 B 支店で国民年金保険料を一括納付した」と申述していることから、同支店に平成 14 年 3 月から 15 年 3 月までの期間に係る申立人の「公共料金・税金入金票」について照会をしたところ、1 件の公共料金・税金入金票が確認できたものの、その納付目的は確認できない上、納付金額は 1 万 8,906 円であり、申立期間の保険料を一括して納付した場合の金額とは著しく相違していることから、申立人の主張とは整合しない。

さらに、社会保険庁の記録では、平成 14 年 2 月に会社を退職した後、国民年金の加入手続きが行われていなかったことから、「第 1 号・第 3 号被保険者資格取得勧奨」の通知書が同年 10 月及び 16 年 2 月の 2 回にわたって発行されている経過があり、この時点では、申立期間は未加入期間であったことが推認されることから、申立人の申述とは整合しない上、申立人は申立期間当時に住所変更なども無いことから、別の基礎年金番号において国民年金の記録が管理されたことも考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

群馬国民年金 事案 502 (事案 108 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 11 月から 38 年 6 月までの期間、39 年 2 月から 44 年 3 月までの期間及び 46 年 4 月から 51 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月から 38 年 6 月まで
② 昭和 39 年 2 月から 44 年 3 月まで
③ 昭和 46 年 4 月から 51 年 6 月まで

前回のときは、夫婦二人分で 40 万円から 50 万円ぐらい納付したとして申し立てたが、証拠となる書類が無く認められなかった。今回、家の中を探したところ、申立期間の保険料を捻出した証拠となる積立金通帳が見つかった。通帳には昭和 50 年 8 月 23 日に 40 万円を引き出しており、その積立金と手持ちの金で保険料を全部納付した。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間の国民年金保険料を納付したとする関連資料が無いこと、一括して特例納付したとする保険料の金額が著しく相違していること、及び、その特例納付したとされる納付場所においても申立人の主張とは整合しなかった等のことから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 6 月 12 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は国民年金の保険料納付を示す資料として、新たに夫名義の積立金通帳を提出し、その通帳に昭和 50 年 8 月に 40 万円が引き出された記載があることから、その積立金などで保険料を一括して納付したと主張している。しかし、積立金が引き出された同年 8 月は確かに特例納付期間ではあるものの、申立人が主張する納付金額など、その他の事情を含めて総合的に判断すると、当該積立金の引き出しをもって申立期間の保険料を納付したとまでは推認できず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から59年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年3月から59年12月まで

結婚して国民健康保険に加入したとき、国民年金保険料の免除制度を教えてもらい、国民年金に加入したときに免除の手続をした。転居先のA村でも同じように夫婦二人で免除の手続に行ったことをよく憶えている。

妻は国民年金に加入し免除記録があるのに、自分は昭和60年1月まで一度も国民年金の加入が無く、免除記録が無いのはおかしい。申立期間が申請免除の期間となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年3月に国民年金の加入手続をし、同時に免除申請の手続をしたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは60年3月であり、この時点での免除申請では、申立期間の大部分の免除は受けられない上、申立期間中、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、その妻と一緒に免除申請の手続を行ったと申述しているが、記憶が曖昧^{あいまい}であり、具体的な国民年金の加入状況や申請免除の手続の方法等が不明である。

さらに、申立人は、昭和54年3月に夫婦二人でB市に住民票を異動した際、その妻と一緒に国民年金の加入手続をしたと申述しているが、申立人の住民票がB市に異動したのは同年9月であり、一方、その妻は同年4月であることから、申立人の主張とは整合しない。

加えて、国民年金に加入し申請免除の承認を受けていたことを示す関連資料等はなく、ほかに保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 10 月 31 日まで

代表取締役を務めるA社における被保険者期間のうち、平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 10 月 31 日までの標準報酬月額が、実際の報酬月額と相違している。当時の報酬月額は 25 万円であったので、実際に支払われていた給与に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が代表取締役を務めるA社は、平成 8 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の同年 11 月 6 日付けで遡及^{そきゅう}して申立期間についての標準報酬月額が減額処理されていることが確認できる。

一方、申立人は「当時、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所に相談したところ、同事務所の指導により、自分の厚生年金保険の標準報酬月額^{そきゅう}を遡及して減額する届出を行うこととなり、これにより滞納を清算した」と申述しており、申立人は、当該事業所の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理に同意したものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から 56 年 9 月 16 日まで
A社に勤務していたときの給与は、約 17 万 8,000 円であったが、厚生年金保険の標準報酬月額が申立期間のいずれにおいても低くなっている。申立期間を当時の給与に相当する標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は平成 12 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主からも関連資料の提供及び回答を得ることができず、申立人の申立期間における給与額等を確認することができないものの、同社の複数の社会保険事務担当者は、「申立人は海外法人に籍のある社員で、本来、社会保険に入れない従業員だが、これらの者も日本の法人において社会保険の被保険者とするとし加入させた。標準報酬月額については、本人及び会社に対し負担とならないよう低い額で設定し届出をした」旨の証言をしているところ、社会保険事務所の記録によると、同社の海外法人に籍のあった同僚の標準報酬月額についても、申立人とほぼ同様の届出が提出されていたことが確認でき前述の証言を裏付けている。

また、申立人はその主張に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月 1 日から 62 年 12 月 26 日まで
A社に在職中の昭和 61 年 7 月から 62 年 12 月までの期間について、標準報酬月額がさかのぼって減額されている。新聞、テレビ等で報じられた内容と全く同じであったので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、代表取締役を務めていたA社における標準報酬月額が、さかのぼって減額されているので訂正してほしい旨を主張しているが、社会保険事務所が保管する同社における申立人に係る厚生年金保険被保険者原票の記録には、申立人の標準報酬月額は昭和 61 年 7 月 1 日及び同年 10 月 1 日にそれぞれ 26 万円と記録されており、これらの記録には後日さかのぼって減額されている等の形跡は見当たらない上、62 年以降の厚生年金保険の記録は社会保険庁のオンラインシステムにおいて処理日も含め管理されているが、同年 1 月 1 日及び同年 10 月 1 日の申立人の標準報酬月額はそれぞれ 20 万円と記録されており、これらについても同様に訂正の形跡は見当たらず、社会保険事務所の事務処理に不自然な事情は見当たらない。

また、当該事業所は昭和 62 年 12 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、代表取締役であった申立人は、申立期間当時の関連資料等を保管していないことから、申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できない。

なお、申立人は「月額改定の処理が行われたころ、経営不振で給料も遅配になり、資金繰りに苦勞していた。当該処理の手續や書類作成は社会保険事務所の職員が行ったが、私は、その中身を確認後に代表者印を押した」と申述していることから、社会保険事務所において申立人に係る標準報酬月額の改定処理を申立人の関与無しになされた事情はうかがえない。

さらに、申立人はその主張に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

A病院に昭和 45 年 4 月から 49 年 11 月まで勤務した。社会保険事務所に記録の照会をしたところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。勤務していたことは事実なので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録によると、申立人は昭和 45 年 4 月 6 日から同病院に臨時職員として勤務し、同年 7 月 1 日に正職員になったことが確認できる。

しかしながら、当該病院に照会したところ、人事担当者は「当時の個々の記録は残存せず不明であるが、臨時雇用及び研修期間中の者は勤務開始当初から厚生年金保険に加入させておらず、その者の給料から保険料を控除することは無い」と回答している上、申立人と同時期に同病院において厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち、1名から「採用時に、『3か月間は研修期間』と言われていた」との具体的な証言が得られ、このほか連絡先が把握できた7名も、その被保険者資格取得日が採用から3か月後であることを承知しており、申立人が正職員となった日と被保険者資格取得日が同一であることを踏まえると、同病院の事業主は、従業員が正職員となった日をもって、厚生年金保険被保険者資格取得の届出を行っていたと推認でき、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月 21 日から 63 年 5 月 9 日まで

A社に昭和 61 年 1 月 6 日から 63 年 5 月 9 日まで継続して勤務しており、その間、同社の責任者であった。62 年 3 月 21 日で資格喪失になっているのはおかしい。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたと申述しているが、申立人の同社における雇用保険の加入記録は社会保険庁のオンライン記録と一致している上、申立期間中に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は申立人を記憶しておらず、申立人もその者を記憶していないほか、当時の同僚からは「申立人はグループ会社内の異動により、A社に配属となり、一年程度責任者として勤務していた」との証言は得られたものの、申立人が被保険者資格喪失日以降勤務していたことについて、明確な証言が得られないことから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことを確認できない。

また、当該事業所が属していたグループ会社の本部であるB社本部は昭和 63 年 3 月以降にグループ会社に在籍していた従業員に係る入退社の記録を保有しているが、当該記録には申立人の記録が無いことから、申立人は少なくとも同年 3 月時点においては、同事業所を既に退職していたものと推認できる。

なお、社会保険庁の記録によれば、申立人は申立期間において、当該事業所の厚生年金保険の被保険者資格喪失に伴い、国民年金に加入し、その保険料を現年度納付していることから、申立人自身又はその同居家族は申立人が厚生年金保険の被保険者でなかったことを認識していた事情がうかがえる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間に

おける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。